

第 2 7 5 回

国有財産関東地方審議会議事録

令和 5 年 6 月 8 日

三田共用会議所

4階「第4特別会議室」

関 東 財 務 局

目 次

| | |
|-------------------------------------|-----|
| 1. 開 会 ----- | 1 |
| 2. 関東財務局長挨拶 ----- | 1 |
| 3. 諮問事項等審議 ----- | 2 |
| 諮問事項 | |
| 第1 諮問 | |
| 東京都文京区小日向2丁目に所在する国有地の利用方針について ----- | 2 |
| 第2 諮問 | |
| 東京都世田谷区深沢3丁目に所在する国有地の利用方針について ----- | 1 5 |
| 報告事項 | |
| 国有財産関東地方審議会答申案件の処理状況について ----- | 2 3 |
| 4. 閉 会 ----- | 2 5 |

午後 3 時 0 0 分開会

1 開 会

○上條会長

本日はご多用中のところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから第 275 回国有財産関東地方審議会を開会いたします。

開会にあたりまして委員の出席状況について報告いたします。本審議会は国有財産法施行令第 6 条の 8 第 1 項の規定に基づきまして、委員の半数以上の出席がなければ会議を開き議決することができないこととなっております。

本日は委員 12 名中 7 名の方のご出席をいただきまして、半数以上となっておりますので、本日の審議会は有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

2 関東財務局長挨拶

○上條会長

それでは、審議に入る前に関東財務局長から御挨拶をいただきます。成田局長、よろしく願いいたします。

○成田関東財務局長

関東財務局長の成田です。

第 275 回国有財産関東地方審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、ご多用のところ本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。ご審議をいただく前に国有財産行政を巡る新たな動きについて一つご紹介いたします。

いわゆる「相続土地国庫帰属制度」でございます。いわゆる「所有者不明土地」の発生を予防するための仕組みの一つとして、相続又は遺贈により取得した土地所有権を国に帰属させる制度が本年 4 月 27 日から始まりました。本制度においては、国庫帰属の承認申請がなされた土地につきまして、建物がないことあるいは権利関係に争

いがないことなど一定の要件について法務局による審査を経て承認された場合、申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付の上、国庫に帰属することになります。その土地が農用地又は森林以外の土地の場合、財務局が管理・処分を行うこととなります。法務局には既に多くの相談や申請がなされていると聞いておりますが、政府における喫緊の課題である所有者不明土地の発生の抑制を図るために、当局としましても関係機関との連携を密にし、迅速かつ確実な事務処理を行ってまいりたいと思います。

さて本日は、留保財産について2件ご審議をいただきます。一つ目が文京区小日向に所在する土地、二つ目が世田谷区深沢に所在する土地であります。それぞれ利用方針の案を作成いたしましたので、ご審議をお願いいたします。

委員の皆様から忌憚のないご意見を賜りたいと思います。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○上條会長

ありがとうございました。

3 諮問事項等審議

○上條会長

それでは、関東財務局長から諮問のありました2件について審議に入りたいと思います。

第1 諮問

東京都文京区小日向2丁目に所在する国有地の利用方針について

○上條会長

第1 諮問は、東京都文京区小日向2丁目に所在する国有地の利用方針について審議いたします。それでは事務局から、諮問事項の説明をお願いいたします。

○永井管財第1 部長

関東財務局管財第1 部長の永井です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、第1 諮問について説明いたします。お手元の配付資料の5番目のタブ、

あるいはスクリーンの方をご覧ください。

2 ページ、「財産の沿革等」をご覧ください。対象財産は、文京区小日向 2 丁目に所在する 7, 1 8 2 平方メートルの土地で、「国家公務員宿舎の削減計画」に基づき廃止決定された「小日向住宅」跡地です。平成 2 7 年 1 0 月に財務省より引受け、令和 3 年 6 月開催の当審議会の答申を得て、留保財産に決定したものです。

本財産については、平成 2 7 年の引受以降、当局による旧宿舎の建物解体と並行して文京区と利用計画の策定に向け協議を行ってまいりました。令和 5 年 3 月に、文京区から、「国家公務員小日向住宅跡地の活用に向けた活用方針」が当局へ提出され、特別養護老人ホーム等敷地としての活用要望が示されました。当局は、同活用方針を踏まえ、本財産の利用方針案を作成したものです。

3 ページ、「案内図」をご覧ください。対象財産は、赤枠表示部分です。東京メトロ有楽町線「江戸川橋」駅の北東方約 2 0 0 メートルに位置しており、周辺は文京総合福祉センター等の公的施設や、共同住宅、戸建住宅が立ち並ぶ住宅地が形成されています。

4 ページ、「現況図」をご覧ください。東西約 8 0 メートル、南北約 9 0 メートルの不整形な土地で、面積は 7, 1 8 2 平方メートルです。西側に斜線をかけておりますが、こちらは崖地となっています。都市計画上は第一種低層住居専用地域、建ぺい率 6 0 %、容積率 1 5 0 %となっています。

5 ページ、「現況写真」をご覧ください。写真の撮影方向は右上の方に①から⑤と表示しております。写真①は、対象財産を北東側から撮影したもので、現在更地となっています。次に周辺道路については、東側は写真①及び右下にございます⑤のとおり幅員約 5 メートルの区道に接しており、西側は左下写真③のとおり幅員約 6 メートルの区道に接しています。北側は左上の写真②のとおり私道に接している状況です。

接道状況につきましては、補足説明をさせていただきます。恐縮ですが近くのスクリーンをご覧ください。対象財産周辺の状況について、当局職員がビデオで撮影したものです。まず東側道路の状況について、先ほどの資料 5 ページ、①～⑤と図示してありますが、写真①から⑤の方向に、北側から南側に歩いている状況です。こちらの道路は区道で幅員は約 5 メートルとなっています。この辺りが①と⑤の間あたりになります。敷地全体を見渡すとこのような状況になっております。さらに南の方へ進んでいきますと、今赤いポールが見えていると思いますが、こちらが、先ほどの 5 ペ

ページの①から⑤の撮影方向でいきますと、⑤の部分を示しております。こちらを振り返ると、このような状況であります。

続いて北側の映像に移らせていただきます。北側敷地は私道に接道しています。この私道を進んでいきますと、このポールの部分から木柵で囲っている部分が国有地となっております。ここが5ページの写真②と表示した部分から見たものになります。間口は約18メートルとなっております。

続いて西側の状況に移ります。先ほどの私道をまっすぐ行きますと、崖地の部分を下がるような形になりまして、このような階段で下りて参ります。

西側道路との接道状況についてご覧いただきたいと思います。5ページの写真③から④に歩いている状況です。こちらの区道は、幅員が約6メートルで、北から南に向かって一方通行の道路となっております。ポールの先からが国有地の接道部分になっているところになります。ご覧の通り擁壁と、斜面が今度こちらの方に下がっているような状況になっていまして、高低差は約10メートルあります。西側敷地の接道はこちらのポールのところまでとなっております。このように、なだらかな下り坂となっております。間口は約12メートル接しているという状況となっております。以上がビデオでの補足説明になります。

続きまして6ページ、「活用イメージ」をご覧ください。文京区は、対象財産について、特別養護老人ホーム等整備用地として、同区が公募により選定した運営事業者への定期借地による貸付を要望しています。対象財産は西側の崖地部分等を除くと、施設整備可能な平坦部分の面積は約4,500平方メートルとなり、本件では、このような状況を踏まえ、施設整備が検討されています。具体的な活用イメージとしては、定員100人程度の特別養護老人ホーム、及び特別養護老人ホームの定員1割以上をショートステイとして整備するというものです。あわせて、2または3ユニットの認知症高齢者グループホーム又は、定員29人の看護小規模多機能型居宅介護事業所のどちらかを整備することと、定員80人の育成室を併設しようとするもので、延床面積は約6,050平方メートルを想定しています。施設の詳細な計画は、文京区が本年8月から開始予定の公募において事業者から提案していただくこととなります。

7ページ、「文京区における活用方針の検討」をご覧ください。文京区は、本財産について4つの視点から活用の検討を行っています。具体的には、「地域特性や安全・安心の視点」、「区全体の施策の視点」、「周辺環境との調和の視点」、「国有地整備として

の視点」です。文京区は、この4つの視点から活用の検討を行い、各行政課題に対応するための複合的な施設の導入のほか、地域に開かれた広場、通路、防災面を踏まえた消防水利などの機能の導入等を示した活用方針が、当局に提出されたものです。

8ページ、「利用方針策定にあたって」をご覧ください。留保財産の利用方針策定にあたっては、前提条件の整理、地方公共団体との協議のほか、必要に応じてマーケットサウンディングを実施するなどにより、地域の利活用の意見を集約した利用方針案を作成し、当審議会へ諮問の上、国として利用方針を策定します。本件では、東京都及び文京区へ公共施設の要否等に係る確認を行ったところ、文京区から活用要望が提出されました。このため、要望内容について国・都・区の三者で協議を行い、地域及び広域行政の観点を踏まえ、利用方針案を作成しました。なお、本財産については、文京区の要望が全面積活用したいとのものでしたので、マーケットサウンディングは省略しております。

9ページ、「必要性・緊急性①」をご覧ください。文京区の高齢者施設及び育成室等の整備の考え方についてご説明します。文京区は、区の最上位計画である「文の京総合戦略」において、介護サービス基盤の充実、在宅医療・介護連携の推進や、就学児童の多様な放課後の居場所づくりを掲げています。また、「文京区都市マスタープラン」において、高齢者や障害者をはじめ誰もが安全で快適に暮らせるよう住環境の整備や、子育て世帯をはじめ、高齢者や障害者などのニーズに対応し、多様な生活スタイルに対応するサービスの供給の誘導を掲げています。これらを踏まえると、高齢者施設及び育成室等の整備については、区の基本方針に沿うものと考えられます。

10ページ、「必要性・緊急性②」をご覧ください。文京区は、区における高齢者福祉の具体的な施策を示す計画として、令和3年度から5年度を計画期間とする「高齢者・介護保険事業計画」を策定しています。同計画では、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを実現するため、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを更に進めるとしています。また、同計画において文京区の65歳以上の高齢者人口は、令和2年に約43,000人が、令和7年には約44,000人、令和22年には約62,000人に増加すると予測しています。こうした状況・予測を踏まえると、特別養護老人ホーム等の介護サービス基盤の整備は喫緊の課題であり、本地の活用の必要性・緊急性が認められます。

11 ページ、「必要性・緊急性③」をご覧ください。複合的な高齢者施設の整備の必要性・緊急性についてご説明します。特養ホームについては、文京区における待機者は、令和5年1月現在で351人となっています。区内には、8施設・定員633人分あるものの、不足の状態が続いており、今後も高齢者人口の増加に伴い、当該施設の需要は高まることが見込まれます。このため、早急な整備の必要性が認められます。ショートステイについては、高齢者人口の増加に伴う在宅要介護者の増加や、都の整備方針において特養との併設が原則とされていることを踏まえると、整備の必要性が認められます。認知症高齢者グループホームについては、東京都において、高齢者人口に対する施設定員により整備率を算定し、0.45%以下の区市町村を重点的緊急整備地域に指定しています。区内には9施設・定員158人分ありますが、文京区の整備率は0.36%であり、重点的緊急整備地域に指定されていることから、整備の必要性が認められます。看護小規模多機能型居宅介護事業については、小さい括弧書きで記載しておりますが、訪問看護、訪問介護及び通所介護、短期入所を組み合わせたサービスですが、区内には1施設・29人分しかなく、区内全域の高齢者が利用できる状態とはなっていないことから、整備の必要性が認められます。以上のとおり、いずれの施設も不足が見込まれており、本地において、複合的な高齢者施設の早急な整備が必要と認められます。

12 ページ、「文京区内の特養ホーム設置状況」をご覧ください。文京区内には、青丸で表示しておりますが、8か所の特別養護老人ホームが設置されています。赤丸で表示した対象財産の所在するメトロ有楽町線沿いには、同施設が設置されていない状況となっております。

13 ページ、「必要性・緊急性④」をご覧ください。育成室の必要性・緊急性についてご説明します。文京区は、区における子ども・子育ての具体的な施策を示す計画として「子育て支援計画」を策定しており、より良い子育てを支える取組の一つとして、保護者の就労等により、放課後、家庭での保育に欠ける児童を支援するため育成室の整備拡充を掲げています。同計画では、令和6年度までの計画期間内に育成室を10施設整備することとしており、令和5年4月時点で8施設まで整備されています。また、文京区の年少人口は、平成27年に23,571人が、令和7年には27,043人、令和22年には27,136人に増加すると予測しています。年少人口の増加や保護者の就労の増加を踏まえると、子供の成長を支援する育成室の早急な整備が必要と認

められます。

14 ページ、「複合的な施設の整備・運営方策」をご覧ください。これまでご説明しましたとおり、区内の高齢者・子育て施策においては、いずれの施設も必要性が高い状況です。他方、対象財産での施設整備可能面積や、事業内容の特性及び人材確保等の観点を踏まえる必要があります。このため、区では高齢者施設のうち認知症高齢者グループホーム及び看護小規模多機能型居宅介護事業については、効率的な事業実施の観点から、いずれか一つが適当と判断しています。また、育成室については、都内で特養ホームと一体で運営している事業者が限られる実態があるため、これを踏まえ、別事業者による運営方策を検討することとしています。区の具体的な対応としては、認知症高齢者グループホーム又は看護小規模多機能型居宅介護事業所については、事業者提案により、いずれかの施設を整備することとしています。また、育成室については、施設は高齢者施設の事業者が一体で整備することとし、その後、区が育成室部分を借り受け、別途区が公募により選定した事業者に運営を委託することとしております。

15 ページ、「施設整備に係る東京都の見解」をご覧ください。文京区の要望内容について、東京都福祉保健局高齢社会対策部に広域行政の観点からの見解を確認させていただきました。東京都は、高齢者の総合的・基本的計画として「高齢者保健福祉計画」を策定しています。同計画において、特養ホーム等については、地域偏在の緩和・解消と東京都全体の整備水準の向上を図ることとしています。また、子育ての多様な取組を推進するため、「子供・子育て支援総合計画」を策定しています。同計画においては、小学生の放課後等の居場所づくりを進めていくこととしています。これらを踏まえ、東京都としては、高齢者施設や育成室等の整備について整備費補助などを通じて区市町村の取組みを支援していくこととしており、文京区の要望についても同様に支援していきたいという考えをお伺いしました。

16 ページ、「地域ニーズの反映」をご覧ください。文京区は、本地の利活用の検討にあたり、パブリックコメントなどを実施し、地域住民等からの意見・要望を踏まえ、施設の整備に併せて、地域ニーズも反映した整備を行うこととしております。具体的には、地域住民等も利用できる敷地内通路や広場の併設、消防水利の設置、防災物資等の備蓄倉庫の整備。また運用面では、災害時の福祉避難所としての活用、隣接する文京福祉総合センターや育成室を併設することを踏まえた交流事業や、多世代が交流

できるような工夫を凝らすことを事業者へ求めることとしています。

17ページ、「利用方針等」をご覧ください。当局としましては、文京区の利用要望について必要性・緊急性が認められ、また、国有地の有効活用が図られるとともに、地域の課題解決にも資するものであり、地域連携・地域貢献の観点からも適切と考えております。「利用方針」については特別養護老人ホーム等敷地、「相手方」は文京区が公募により選定する事業者、「利用計画」は、こちらに記載の①から④、③についてはいずれかということになります。「処理区分」は一般定期借地権を活用し、50年間の貸付けを行うこととし、当初10年間は5割を限度に減額貸付、残りの40年間は時価貸付とします。「用途指定」については、貸付期間中付すこととします。契約方式は随意契約、契約根拠は記載のとおりです。

18ページ、「事業スケジュール」をご覧ください。文京区では、本年8月から公募手続きを行い、12月に事業者を決定のうえ、令和10年度の開設を目指したいとしております。国と事業者との定期借地契約は、新築工事着工前の令和7年10月を予定しています。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願います。

○上條会長

ありがとうございました。

それではただいまの諮問事項につきまして、ご意見、ご質問がございましたらよろしく願います。長谷川委員どうぞ。

○長谷川委員

説明ありがとうございました。

緊急性、必要性は非常によくわかり、もっともだなと思いながら聞きました。

1点確認したいのですが、この西側の崖地が気になります。特に育成室で、小さい子供がかなり出入りするという場合に、この崖地に行ってしまうかなどと考えてしまいます。その辺の安全対策については、どのようにやっていくのでしょうか。

○永井管財第1部長

はい、ありがとうございます。

崖地の物理的な対策としましては、一部、緊急土砂災害特別警戒区域として、西側の崖地部分の北の方ですが、指定されている部分があります。その部分については事業者が、区からの補助も受けて対策し、指定が外れるような工事をきちんとするとい

うことです。それ以外の部分につきましては、国が健全性調査や、平成31年には補強工事もやっておりますし、令和4年度にも危険度調査をやっておりまして、概ね問題ないと確認がとれております。若干小さい亀裂があったりしますので、その対策については引き続き国として検討していきたいと思っています。運用上の対策としましては、運営事業者の公募の中で、安全面の対策も含めまして、きちんと提案をいただいて、区の方で審査をした上で対応していくことになると思います。当然のことながら、子供を預かる場所ですので、安全対策には万全を期すような運営をきちんとしていただくことになるかと理解しております。

○上條会長

よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。井岡委員どうぞ。

○井岡委員

失礼いたします。

今日はビデオを見せていただいて、大変現地の様子がよくわかりまして、まずその点感謝いたしたいと思います。

個人的なことですが、学童に孫たちがお世話になっているものですから、そちらの方に少し関心を持っておりまして、今回この場所を少し調べたら、ここに育成室イコール学童と解釈いたしておりますが、育成室も老人の関係の施設に含めてお造りになるということで、普通、学童というと各校区、学校に付属しているところが多かったり、児童館に多かったりして、ここでは小日向台町小学校ですか、そちらはすぐ近くの児童館に育成室が2つあるということがわかりました。だから今回造る育成室との関係ですね、減らすのかこれは増えることになるのか、というところを1点お聞きしたいと思います。今回老人施設に育成室を入れてお造りになるというのは、けっこう特殊というか、今まであまり無かったのかなと。これは私の知識不足でしたら失礼いたしますが、でもこの発想は大変良いことだと思います。高齢者と子供たちがもし交流を持てるなら、大変良い施設だと思いますが、先ほど言った育成室が増えるか、減るかというところで、これを共に作ること、もしかして老人ホームの方がもう少し増やせたのではないかと、とかいうことも考えますと、その共存の必要性というか、そこももう少しお聞きしたいと思います。よろしくお願い致します。

○永井管財第1部長

ありがとうございます。

委員ご指摘の通り、こちらの周辺には小日向台町小学校がございまして、育成室はそちらの学区、校区においては児童館ということで、2ヶ所設けられているとお聞きしております。ただ、その小学校もそうなのですが、この周辺地域においては今後も不足が見込まれておりまして、40人分の部屋を2つ、80人分を整備したいということでもあります。

あと育成室と老人施設が併設されている施設があまりないのではないかとということですが、それはおっしゃるとおりでして、一緒に運営する社会福祉法人がかなり少ない、一桁くらいしかいないという実態にあるとお聞きしております。通常は別に整備されることが多いのではないかと思います。こちらについては、多世代交流ということもですが、そもそも特養も不足するし、学童の方も不足している。それを両方、複合的な施設ということで整備して、区の様々な行政課題に対応していくという観点で併設するというので、今回このような計画を策定されたとお聞きしております。

また多世代交流の方も、きちんと運営面で図っていく形での公募とするように文京区の方も考えているということでもあります。

○井岡委員

ありがとうございます。

今現在不足しているということですね。できる限り早く開設していただければ、安心だと思います。ありがとうございました。

○上條会長

よろしいでしょうか。ほかに。湊元委員どうぞ。

○湊元委員

説明ありがとうございました。

同じく育成室についてですが、13ページの文京区の年少人口の推移が、平成27年は23,571人で、令和7年は27,043人。それから令和22年まで、ほとんど横ばいのような感じですね。

定期借地50年ということですが、今後の人口動態に合わせて、用途を一時的に転用することができるのかどうかについて教えてください。

○永井管財第1部長

ありがとうございます。

用途指定という形で、公共随意契約で契約をさせていただきますので、きちんと予

定の用途で使っていただくというのは、まず大原則です。しかし、ご指摘の通り、今後の人口動態や少子高齢化が進んでいく、あるいは少子化がどんどん進展していったら、文京区でさえなかなか人口が増えないような状況になり、空きが出てしまうようなことになった場合には、区とのご相談になるのですけれども、例えば公的な用途であれば、申請を受けて、変更を承認するということは制度上可能ですので、それは将来どのような状況になるかを踏まえて、対応していくことになろうかと思えます。全くできないということではありません。

○湊元委員

むしろ、高齢人口が増えてきて、そちらのニーズが出てくる可能性もあるのではないかと思います。わかりました。

○上條会長

他にはいかがですか。藤倉委員どうぞ。

○藤倉委員

はい。

今回、動画も見せていただいて私も大変よくわかりまして、ぜひ今後の案件でも動画を見せていただけると嬉しいと思います。

スライド5ページ、写真もあるので、やはり写真で見た以上に、道路がかなり狭いので、車がすれ違えるかどうかというような状況かなと思います。高齢者施設は車での移動がかなり多かろうと思います。一方で高齢者やその児童が、ここに向かって歩いてくるということも多くなろうかと思えますので、これは要望ですけれども、土地利用にあたっては、周辺の渋滞回避と交通安全の確保を十分配慮した施設配置にしていきたいと思えます。

○永井管財第1部長

ありがとうございます。

こちらはそれぞれ一方通行となっておりますが、確かに、道路は4メートル、6メートルぐらいですので、広くない状態です。区の公募要項でも、その点もきちんと配慮した整備をするように、駐車スペースをとるといったことも考慮することを公募要領に盛り込むことを考えている、ということです。今のご意見については、区にもきちんとお伝えさせていただきます。

○上條会長

よろしいでしょうか。他にはいかがですか。

本日、西尾委員が急遽、体調を崩されまして欠席になりました。

西尾委員から、文章でご質問等が来ておりまして、それに対して、永井管財部長の方から、質問の内容とお答えについて、ここでご説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○永井管財第1部長

それでは西尾委員からいただいたご意見の概要について紹介をさせていただきます。

第1諮問につきまして、国有地活用としてこの考え方しかないのであろうかという観点から少し疑問を感じているというご指摘をいただきました。

理由としては4ついただいております。1点目は、当該敷地は文京区の立地条件を考慮すると非常に特殊性や希少性が高い土地ではないかと。斜面もありますが、7000平方メートル以上と規模も大きく、台地にあるということで、眺望や開放感が非常に優れているという特徴があって1等地と評価できるのではないかと。近隣に椿山荘ですとか鳩山会館などもあり、そのポテンシャルの高さというのがあると考えられますということです。

2点目は、文京区の都市計画から見て最適な利用計画と言えるのかということで、利用方針に周辺地域との不調和がないことといった活用については否定しないけれども、他の場所でも実現可能な利用方針ではないだろうか。さきほどの1点目と通じることだろうと理解します。

3点目は、当該敷地は特別養護老人ホームが立地する上で適性が高いかという視点です。この利用方針の中では広場の機能の導入もすることになっておりますけれども、当該敷地は第一種低層住居専用地域であり、高さの制限があること、また容積率・建ぺい率からして建築面積を大きく取らざるをえないだろう。そうすると広場などの面積が制限されるのではないかと、ということです。また道路幅員が狭く、木造の家屋が密集するなど、防災上も安全な場所ではなく、学校もありますけれども周辺には公園もなく、少しでも多くの広場の確保が必要ではないかと、ということです。

4点目は、50年という期間では長期的な周辺環境の変化も考慮する必要がある。先ほど湊元委員からもいただいたご意見と同じかと思えます。こちらは、視点として

は、少子高齢化やその人数の変更ということではなく、本件土地の数十メートル東側に、都市計画道路の計画路線がある。優先整備路線ではないかもしれませんが、長期的にはそういう整備も念頭に置いてはどうだろうか、という視点からです。これらを踏まえた利用方針を、文京区と今一度協議されるというのもありではないでしょうか、というご意見でした。

他方、このまま現在の利用方針で検討を進める場合においては、事業者の選定を行うプロセスで、通常以上の工夫を行う必要があるのではないかという観点から、3点ご指摘をいただきました。

1点目は、施設整備が長期的な可変性に対応しているかも選定の際の重要ポイントである。まさに湊元委員のご意見のこととして、区の老人人口が、令和37年をピークに減少する予測もあり、50年の定借期間後半には施設需要の減少局面に入るのでないかということ、将来的な可変性、変えることも視野に、施設計画を行っていくことも大切ではないかということです。

2点目は、防災対応を念頭においた施設の整備を行うべきということです。文京区の水害ハザードマップでは、神田川周辺、江戸川橋駅周辺の神田川流域というのは氾濫の危険性が高い。他方で、こちらの小日向台は高台にあるため避難するところになります。ただ現状、高台に登るルートが非常に限られているので、例えば、斜面を利用して避難用の階段を作ることも検討の余地があるのではないかというご指摘です。

最後3点目は、高齢者福祉と子供福祉の双方を俯瞰する視点から複合施設を計画すべきという点です。先ほど井岡委員から、併設は珍しいのですかというご指摘もいただきましたが、高齢者福祉と子供福祉では、担当する部署が違うので、きちんと整合がとれるような計画を作るべきだということで、複合施設としての一体性に配慮する視点をきちんと持ってもらうべきだ、というご指摘をいただきました。

疑問があるという点と、現行の通り進める場合にはこういう点を注意して進めるべきだという2つのご意見を頂戴したかと思えます。

まず1点目の疑問という点につきましてご説明いたします。当局としましても、本財産は規模も大きく、有用性・希少性が高いと認識していることは同じであります。しかし、本地の用途地域が第一種低層住居専用地域であり、高さ制限が10メートルであること、また用途地域上建築可能な施設としては、住居の他には小中学校、図書館、保育所、老人ホームといったものに限定されるということになります。また、文

京区は、本地が区立の総合福祉センターと隣接して、近隣には区立保育園・幼稚園、小学校があり、本地の面積も大きいことも踏まえて、区の様々な行政課題に解決に資するため、パブリックコメントや区民説明会も実施しているほか、区議会へも、この利用方針について説明・報告もされておりまして、そうしたプロセスを経た上で本財産の活用要望を取りまとめられたものと承知しているところです。こうしたことを踏まえまして、当局としては、広域的な視点からの都の意見も踏まえ、区の要望は地域の意見を集約した適当なものと考えておりまして、国有地の有効活用の観点からも適当と考えております。

もう1点の、現在の方針で進める場合はきちんと工夫すべきという点につきましては、ご指摘の3点について、文京区にきちんと検討いただくようにお伝えしたいと考えております。

その他に、西尾委員から留保財産についての全般的なご意見として、地方自治体の要望を聞くということを中心に利用方針を検討すべきものと、別の角度からも利用方針を検討すべきものがあるように思います、というご指摘がありました。留保財産を選定する際に、地公体の意見を聞くべきものと、違う角度からも検討すべきものと別々に分けて、利用方針を検討していくというプロセスも考えてははいかがでしょうかというご意見を頂戴したところであります。

この件に関しましては、利用方針の検討に当たっては、個々の財産の状況を、位置環境等も踏まえて、地域・社会のニーズに対応した有効活用が図られるようにすることが一番重要と考えております。当局としましても、そうしたことを踏まえつつ、委員のご意見も踏まえて対応していくこととしたいと考えております。なお、地域の活用の意見ということについては、必ず地方公共団体等に確認することとしておりまして、そこで出された意見との整合性も当然図りつつ、国有地の最適利用が図られるように検討していきたいと考えております。

以上、第1 諮問についての西尾委員からのご質問のご紹介とそれに対する当局の回答をさせていただきました。

○上條会長

ご丁寧に説明いただきましてありがとうございます。

今のご質問ご意見等を踏まえて何か委員の方々からご意見ご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは様々な観点から、大変有益なご意見がたくさんあったと思います。今後の文京区との協議の中で、十分に反映をさせていただきたいものと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それではご意見も出尽くしたようですので、諮問通りに決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○上條会長

それでは諮問通り決定したものとさせていただきます。

第2 諮問

東京都世田谷区深沢3丁目に所在する国有地の利用方針について

○上條会長

次に、第2 諮問の審議に移りたいと思います。

第2 諮問は、東京都世田谷区深沢3丁目に所在する国有地の利用方針について審議いたします。

それでは事務局から諮問事項の説明についてお願ひいたします。

○永井管財第1 部長

続きまして第2 諮問についてご説明いたします。本件は世田谷区深沢3丁目に所在する国有地の利用方針についてご審議をお願いするものです。

20 ページ、「財産の沿革等」をご覧ください。対象財産は、世田谷区深沢3丁目に所在する1,954平方メートルの土地で、「国家公務員宿舎の削減計画」に基づき廃止決定された「深沢宿舎」跡地です。平成29年9月に警察庁より引受け、その後、令和元年12月開催の当審議会の答申を得て、留保財産に決定しております。本財産については、令和2年2月以降東京都及び世田谷区と活用に向けた協議を行ってきたところ、令和5年5月に、世田谷区から、障害者施設敷地として利用したい旨の要望書が当局へ提出されました。当局は、同要望書を踏まえ、本財産の利用方針案を作成したものです。

21 ページ、「位置図」をご覧ください。対象財産は、赤枠表示部分です。東急大井町線「尾山台」駅の北東方約1.5キロメートルに位置しています。

22 ページ、「案内図」をご覧ください。周辺には、小学校が所在するほか、共同住宅、戸建て住宅、緑道などが所在する住宅地となっています。

23 ページ、「現況図」をご覧ください。対象財産は、東西及び南北ともに約45メートルのやや不整形の土地です。都市計画上は第一種低層住居専用地域、建ぺい率50%、容積率100%となっています。

24 ページ、「現況写真」をご覧ください。撮影方向は真ん中下の図、①～③のとおりです。写真①は、対象財産を南西側の角地の位置から撮影したもので、現在更地となっています。周辺道路については、対象財産の西側で、左下の写真②のとおり、ガードがありますが、歩道部分を含め幅員約6メートル、南側で右下の写真③のとおり幅員約4メートルの世田谷区道に接しています。

接道状況について、補足説明をさせていただきます。スクリーンをご覧ください。

こちらが、対象財産の西側角地①の位置から見た財産全体の状況です。西側道路の状況はご覧のとおりで、幅員は約6メートルあります。ガードされた歩道部分を除くと約4.5メートルの幅員となっております。これが国有地の西側の角となります。

続きまして南側の状況をご覧ください。こちらの道路は幅員約4メートルとなっております、道路を挟んで向かいには緑道が、少し見づらいですが緑道が真ん中にあります。こちらが南側、東側の端、塀のところまでが、国有地の境となっております。

25 ページ、「活用イメージ」をご覧ください。世田谷区は、対象財産について、障害者施設用地として、同区が公募により選定した運営事業者への定期借地による貸付を要望しています。具体的な活用イメージとしては、大きく3つの事業を想定しています。1つ目は生活介護施設として定員20人程度、2つ目は共同生活援助施設として定員20人、短期入所施設として定員2人、3つ目は児童発達支援施設として定員15人、このうち5人は重症心身障害児を対象とする施設を併設するという事で、延床面積約1,850平方メートルの施設を整備するというものです。施設の詳細な計画は、世田谷区が本年10月から開始予定の公募において事業者から提案していただくこととなります。

26 ページ、「施設概要」をご覧ください。整備を予定している施設で提供するサービスの内容は真ん中の欄に記載のとおりです。1段目の「生活介護」と3段目の「児

童発達支援」はいわゆる通所施設になります。２段目の「共同生活援助」及び「短期入所」は入居施設となっており、サービス利用者が施設で過ごす１日の流れは、右の表に例として記載しております。通所施設では、バス等による送迎により日中を施設で過ごし、入居施設では、入居者がここの施設から他の通所施設へ送迎バス等で通所し、夕方に帰ってくるというような流れになっております。

２７ページ、「利用方針策定にあたって」をご覧ください。留保財産の利用方針策定の流れは、資料に記載のとおりです。本件では、東京都及び世田谷区への公共施設の要否等に係る確認を行い、世田谷区から活用要望が提出されたことから、要望内容について、国・都・区の三者で協議を行い、地域及び広域行政の観点を踏まえ利用方針案を策定いたしました。なお、本財産については、区の要望が全面積活用したいというものでしたので、マーケットサウンディングは省略しております。

２８ページ、「必要性・緊急性①」をご覧ください。世田谷区の障害者施設整備の考え方についてご説明いたします。世田谷区は、「障害者施設整備等に係る基本方針」において、中長期的な方針として、「令和１２年度までの施設需要に対応するため、需要見込みと所要量の精査を行い、その確保を図る」としています。そのための重点課題として、「施設所要量の確保」、「重度障害者への対応」、「グループホーム整備等」を掲げ、これらの課題に対応するための具体的な方策を定めています。また、下段のとおり、区の障害に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和３～５年度を計画期間とする「せたがやノーマライゼーションプラン」を策定しています。本件要望に関連する事項としましては、障害者の「居住支援の充実」を図るため、グループホームの整備促進、「日中活動の充実」を図るため、生活介護や児童発達支援の施設整備に取り組むことが掲げられています。このように、今般の区の要望については、障害者施設整備に係る区の基本方針等に沿うものと考えられます。

２９ページ、「必要性・緊急性②」をご覧ください。世田谷区における、生活介護施設は、施設定員数５９２人に対し、通所者は６１５人となっています。区としても、既存施設の改修等により定員数の増加を進めていますが、令和１２年度には、施設定員数７３８人に対し、想定利用者数９７５人となり、引き続き不足を見込んでいます。また区は、区内を５つの行政地域に分けており、施設の需要量調査も地域ごとに行っています。本財産が所在する、こちらは玉川地域と呼ばれますが、区の基本方針で最も定員確保が必要な地域とされており、令和１２年度の施設定員数

145人に対し、想定利用者数240人であり、95人の不足を見込んでいます。そのほか、玉川地域においては、本財産周辺には生活介護施設が整備されておらず、また医療的ケア者が通所できる生活介護施設については、現状、未整備の状況となっています。こうした状況を踏まえると、生活介護施設を計画的に整備することは喫緊の課題であり、対象財産の活用の必要性・緊急性が認められます。

30ページ、「世田谷区内の生活介護施設」をご覧ください。赤丸が対象財産であり、緑色の線で囲んでいる部分が本財産の所在する玉川地域になります。ご覧のとおり、本財産周辺に青三角の生活介護施設が無く、玉川地域全体で見ても、左側の凡例のところから下から2つ目、オレンジ色の四角で示しております医療的ケア者の受入れ施設、生活介護施設のうちで医療的ケア者の受入れ可能な施設は玉川地域にはない状況となっております。

31ページ、「必要性・緊急性③」をご覧ください。世田谷区の身体障害・知的障害を対象とした重度障害者向け共同生活援助は3か所のみで、定員34人分、空き室も無い状況となっています。こうした状況を改善すべく、区の基本方針では、重度障害者向け共同生活援助を令和12年度までに300人分程度の定員確保を目指すということとしています。玉川地域の状況については、重度障害者向けの共同生活援助は、現状、未整備の状況です。また短期入所については、共同生活援助を整備する場合には、国の施設整備の基準として、併設する必要があります。こうした状況を踏まえると、重度障害者向けの共同生活援助及び短期入所を計画的に整備することは喫緊の課題であり、対象財産の活用の必要性・緊急性が認められます。

32ページ、「区内の共同生活援助施設」をご覧ください。ご覧のとおり、玉川地域には共同生活援助施設が非常に少なく、また、オレンジ色の四角で示しております重度障害者向け施設、共同生活援助は整備されておられません。

33ページ、「必要性・緊急性④」をご覧ください。児童発達支援については、区内で支援の対象となる未就学児の支給決定者が増加しています。また、世田谷区が実施した医療的ケア児を育てる家庭を対象としたアンケートでは、施設整備のニーズが認められる状況です。重症心身障害児通所施設については、区内に高度医療を行う病院があることから、同施設を利用したい子どもが増加しています。さらに、同施設を併せて整備することによって、人工呼吸器や酸素吸入器等を使用し高度な医療が必要な医療的ケア児についても、受入が可能となります。また、玉川地域では、重症心身障

害児を対象とした児童発達支援施設は未整備の状況となっています。こうした状況を踏まえると、児童発達支援を計画的に整備することは喫緊の課題であり、対象財産の活用の必要性・緊急性が認められます。

34 ページ、「区内の児童発達支援施設」をご覧ください。ご覧のとおり、玉川地域には、オレンジ色の四角で示しています重症心身障害児を受入れ可能な児童発達支援施設はない状況になっております。

35 ページ、「施設整備に係る東京都の見解」をご覧ください。世田谷区の要望について、東京都福祉保健局障害者施設推進部に広域行政の観点からの見解を確認いたしました。東京都は、「障害者・障害児施策推進計画」を策定しており、障害者施策の基本理念の1つとして、「障害の種別・重さに関わらず、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指す」ことを掲げています。また、資料中段左側の表のとおり「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」で、障害者の地域生活基盤の整備促進のための具体的な整備目標を掲げています。資料右側の世田谷区が整備を要望している施設は、都の整備目標と整合したものとなっています。東京都は、具体的な整備については、区の主体性によることとしています。区の活用要望は都の「障害者・障害児施策推進計画の方向性とも合致している」との見解をいただいているところであります。

36 ページ、「利用方針等」をご覧ください。当局としては、世田谷区の利用要望について、必要性・緊急性が認められ、また、国有地の有効活用が図られるとともに、地域の課題解決にも資するものであり、地域連携・地域貢献の観点からも適切と考えています。「利用方針」については障害者施設、「相手方」は世田谷区が公募により選定する事業者、「利用計画」は障害者施設敷地、具体的にはこちらに記載の4つです。「処理区分」は一般定期借地権による50年間の時価貸付とします。「用途指定」については、貸付期間中付すこととします。契約方式は随意契約、契約根拠は記載のとおりです。

37 ページ、「事業スケジュール」をご覧ください。世田谷区では、本年10月から公募手続きを開始し、令和6年2月に事業者を決定の上、9年4月の開設を目指したいとしております。国と事業者との定期借地契約は、工事着工前の令和7年9月を予定しています。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○上條会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの諮問事項につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。斉木委員どうぞ。

○斉木委員

ご説明ありがとうございました。

36 ページのところの利用方針、地代、契約の関係ですが、先ほどの文京区の高齢者施設については、地代の貸付当初の減額貸付、減額措置というのがありますが、こちらの方にはその減額措置というのがありません。現状の規定ではそのような減額の措置がないというふうに聞いておりますけれども、そのあたりについては、今後、一つの課題として個人的には検討されてもよいのかなと思っています。

もう1点、最近留保財産の議論の中で、高齢者施設等に活用する、というケースが増えてきていまして、そういった観点では、例えば、地代の水準もある程度、もちろん施設の個別性というのがあるのは認識してはおりますけれども、バランスを、どういうふうに今後取っていくのか、そのあたりは仕組みを検討されてはいかがでしょうか、と思っております。

○永井管財第1部長

ありがとうございます。

介護施設は、当初10年間は減額貸付、残り40年は時価貸付ということになります。一方で障害者施設は50年間時価貸付という取扱いになっております。財務省としてこういう仕組みを作っているということですが、背景的な部分も含めてご説明をさせていただきます。財務省では、平成22年度以降、社会福祉施設の整備を目的として、定期借地権による貸付けスキームを導入して国有地活用の取組みを進めているところです。その中で定期借地権による貸付けについては、購入に比べまして事業者の初期投資額が低減されるなど、貸付けを行うこと自体が優遇措置の一つに当たるという考えでして、貸付料としては全面積時価という取扱いで運用を開始したところです。そうした中で、介護施設に関しましては、平成27年11月に、「1億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策」が政府として取りまとめられたところでありまして、その中に、用地確保が困難な都市部等において、賃料減額といった国有地の更なる活用などにより整備を促進するということが盛り込まれました。

この取りまとめを受けまして財務省においては、介護施設に限りまして、特に都市部における整備の加速化に資するように、定期借地権による減額貸付を実施することとし、国有地の更なる活用を図ることに取り組んでいるところです。具体的な運用におきましては、対象施設を介護施設に限定するということと、地域につきましては首都圏の1都3県と、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県の8都府県に限っております。また期間も、当初の10年間に限定した取扱いとし、政府全体としての取組みの一環として、制度化のうへ運用しているところです。いわゆる介護離職ゼロの実現に向けた政府全体の取組みの一環ということで、減額措置を行うということではありますが、委員から意見をいただきました障害者施設など、介護施設以外の社会福祉施設整備における優遇措置の取扱いについても、今後の政府全体の取組みを踏まえる必要があるかと思いますが、検討して参りたいと思っておりますし、本省にも、ご意見をきちんとお伝えしたいというふうに思います。

○上條会長

ありがとうございます。もっともな話だと思います。私も斉木委員の意見に同意します。

ほかにはいかがでしょうか。田中委員どうぞ。

○田中委員

どうもありがとうございました。

また今の斉木委員のご質問で、こうした仕組みになっていると改めて勉強になったところです。ありがとうございます。

私も同意見です。

特に障害のある方の住まいの場の確保というのが今、非常に私どもの間では問題になっております。高齢者は今様々な計画があって、どこでも増やしていくという計画のもと、定員拡大も進めているのですけれども、障害がある方については、これまで在宅で生活されて来られた方が親御さんの高齢化で難しくなっています。今まで家で生活をし、作業所に通うことができていたけれど、親が要介護になり、あるいは亡くなり、そのまま家では生活ができなくなる、というケースです。場所が東京ではなかなか今、重度の方が入れるグループホームというのがなく、結果的に他県の施設に行かざるを得ないというケースが少なくありません。私どもも、この件については、行政にも特に東京で重度の方が入れるグループホームを是非作ってくれという運動を

しておりますし、社会に対しても様々な提言活動を行っているところです。先ほど、障害をお持ちのお子さんの話がありましたが、医療的ケアを必要とする子供たちも増えているという実態がありますので、この子たちの将来のためにも是非、先ほど芥木委員がおっしゃられたように、今後、定期借地の減額貸付を、高齢だけではなくて他の分野についても拡大していただければと思います。どうもありがとうございました。

○上條会長

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

それでは本件も、西尾委員の追加意見等についてご説明ください。

○永井管財第1部長

西尾委員からは、第2諮問について、利用方針として、特に問題はないと思います。周辺に複数の小学校がありますので、新たに整備される施設との関係で、双方にとって効果のある創造的な連携が行われることを期待いたします、というご意見をいただいております。

これに関しては、区の方で、地域の小学校ですとか町内会長に説明を開始したところと聞いております。住民説明については今後ということですが、これまで説明をしたなかでは、いろいろ交流事業もできるといいなといったご意見をいただいていると聞いていますので、西尾委員からのご意見もきちんと区にお伝えさせていただければと思っております。

○上條会長

ありがとうございました。

それでは本件につきましても、大変重要なご意見が多々出ましたので、今後の検討の材料としていただければありがたいと思います。意見も出尽くしたようですので、諮問通り決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○上條会長

それでは、諮問通り決定いたします。

以上、諮問事項2件につきましては、後ほど、関東財務局長に対し答申書をお渡し

することといたします。

報告事項

国有財産関東地方審議会答申案件の処理状況について

○上條会長

続きまして、報告事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○小林管財第2部次長

管財第2部次長の小林です。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、国有財産関東地方審議会答申案件の処理状況等について、ご説明いたします。

資料39ページ、答申案件の処理状況等をご覧ください。本件は、昭和53年6月開催の審議会における答申を踏まえ、毎年度、第1回目の開催時において、過去5年間の処理状況を報告させていただいているものです。

まず初めに、平成30年度から令和4年度までの過去5年間における処理状況でございますが、処理方針策定にかかる答申をいただいた案件のうち、契約に至っていないものが5件、処分等方針を取り消したものが1件となっております。また、平成29年度以前に答申をいただいた案件のうち、処理が完結していないものが1件となっておりますので、こちらの案件につきましては後程ご説明をさせていただきます。

次に資料40ページとなりますが、令和元年12月以降の審議会における答申を踏まえまして、決定をした、留保財産に係る処理状況についてご説明をいたします。

関東財務局管内では、これまでに留保財産に決定したものが20件ございまして、利用方針を策定したものが3件、貸付契約を締結したものが1件、国の庁舎として利用するため留保財産から除外したものが1件となっております。

それでは資料41ページ、平成29年度以前答申のうち、処理が完結していない案件についてご説明いたします。

平成20年8月の審議会において、ご答申をいただきました、茨城県ひたちなか市新光町に所在する土地、約5.4ヘクタールを、ひたちなか市及び東海村に対して、ごみ処理施設として無償貸付することとした案件でございます。全体のうち、不燃ごみ処理施設、約1.6ヘクタールの整備につきましては、平成23年の東日本大震災以降、

震災の復旧・復興を優先させる必要がありましたことから、事業が延期となっております。

資料42ページ、現況写真をご覧ください。この赤枠のところ、本件不燃ごみ処理施設となっております。市及び村は、令和3年度の復旧・復興事業の完了を契機に、不燃ごみ処理施設を含めた市内公共施設の在り方について検討をしてきました。その結果、大変厳しい財政状況のもと、大きな財政支出を伴う、本件不燃ごみ処理施設の整備を見直し、当面の間は、現有施設の活用により対応をしていくこととしました。このため、令和5年6月に処理未済約1.6ヘクタールの利用要望が取り下げられましたことから、答申を受けて決定した事項につきまして、一部面積の変更をするものでございます。本件要望が取り下げられましたことは市及び村の状況を踏まえすと、当局としてもやむを得ないものと判断をしたところでございます。

なお、要望を取り下げた1.6ヘクタールにつきまして、市は、跡地利用計画における産業系の土地利用を基本として、県及び村と連携を図りながら、主体的に検討を進めていくとしておりますので、本地の早期利活用に向けて、今後も当局を含め、県、市及び村において、引き続き協議を行って参りたいと考えております。

○上條会長

はい。ありがとうございました。

それではただいまの報告事項につきまして、何かご意見等ございますでしょうか。どうぞ。

○藤倉委員

ひたちなか市の案件ですが、詳細な計画は不明ですけれど、可燃物ごみ処理施設の周りが全体的に未利用に思われます。

現在、新しいごみ処理施設というのは、発電はもちろん、余熱利用でお湯などもたくさん得られまして、それらを利活用して、地域と一体でなるべく地球温暖化対策に資するような施設を作るといようなことが普通は考えられると思いますので、もし、新しいところについて、別の土地利用をご検討であれば、すでに建っているごみ処理場なので、どのぐらい活用できるかわからないですが、これからの気候変動が進む中でどのようにエネルギー活用するかということ踏まえた地域の利用計画というのを考えていただきたいと、要望したいと思います。

○上條会長

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○小林管財第2部次長

どうもありがとうございました。

今おっしゃられました通り、可燃ごみ処理施設につきましては平成24年5月から供用開始をしているところでございます。今ご指摘いただいたところにつきましては、エネルギー活用ということで、ひたちなか市と東海村の方にしっかり伝えていきたいと思っております。ありがとうございました。

○上條会長

よろしいでしょうか。他にはいかがですか。

ではご意見もなさそうですので、以上をもちまして本日予定された議題はすべて終了いたしました。

4 閉 会

○上條会長

関東財務局長からご発言がありましたらどうぞ。

○成田関東財務局長

本日はご多用のところ、ご審議をいただきまして、また、大変貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。ご審議の結論を踏まえまして、早速手続きを進めて参りたいと思います。

なお、今事務年度1年間はこの地方審議会を3回開催をいたしました。その3回ともに、上条会長をはじめ、委員の皆様からは大変ご指導いただきまして、貴重なご意見をいただき、我々の考え方の向上にも資する面が多々ありました。誠にありがとうございました。

この1年間、当局はこのメンバーで開催をして参りましたが、次回からは新体制に引き継ぐこととなります。新しい体制のもとでも、ぜひ引き続きご指導、ご協力をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

○上條会長

ありがとうございました。

それでは次回の審議会の日取り等につきまして事務局の方からよろしくお願ひします。

○永井管財第1部長

次回の審議会の開催につきましては、本年9月中旬ごろを予定しております。具体的な日程につきましては後日、事務局よりご連絡をさせていただきたいと存じます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○上條会長

それではこれもちまして散会といたします。ありがとうございました。

午後4時18分閉会